

○ 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文
 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律（昭和三十五年法律第五百十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(出資額) 第二条 (略) 2～20 (略)</p> <p>21 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、四千二百五億五千七百二十四万円の範囲内において、出資することができる。</p>	<p>(出資額) 第二条 (略) 2～20 (略)</p> <p>21 (新設)</p>